

平成23年太宰府市議会第1回(3月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成23年3月3日(木)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成23年太宰府市議会第1回定例会 総務文教常任委員会〕

平成23年3月3日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第4号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第5号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第6号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長 清水 章 一 議員

委員 武藤 哲 志 議員

〃 門 田 直 樹 議員

〃 長 谷 川 公 成 議員

副委員長 小 柳 道 枝 議員

委員 佐 伯 修 議員

〃 渡 邊 美 穂 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総 務 部 長 木 村 甚 治

市民生活部長 和 田 有 司

議会事務局長 田 中 利 雄

総 務 課 長 大 薮 勝 一

管 財 課 長 辻 友 治

税 務 課 長 久保山 元 信

教 務 課 長 木 村 裕 子

生涯学習課長 古 川 芳 文

文化財課長 井 上 均

監査委員事務局長 関 啓 子

協働のまち推進担当部長 三 笠 哲 生

教 育 部 長 山 田 純 裕

会 計 管 理 者 宮 原 勝 美

経営企画課長 今 泉 憲 治

協働のまち推進課長 諫 山 博 美

納 税 課 長 高 柳 光

学校教育課長 小 嶋 禎 二

中央公民館長兼市
民図書館長 吉 村 多美江

会 計 課 長 齋 藤 正 信

議 事 課 長 櫻 井 三 郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（１名）

書 記 茂 田 和 紀

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） おはようございます。

ただ今から総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配布しているとおりでございます。

議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第4号 太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部
を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第1、議案第4号「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） では、ご説明いたします。

議案書の13ページ、14ページ、それと新旧対照表の1ページ、2ページでございます。

改正の目的は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の手続きに関しまして、暴力団を排除するために条例を改正するものでございます。

ポイントは2つございます。まず1つ目は、選考に当たりまして暴力団を排除する規定を設けたこと。それと、指定した後についても、暴力団と関係があると認められたら指定の取り消しができるという2つのポイントがございます。

具体的には新旧対照表のほうでござんいただきたいと思います。

まず第4条の中で、第5号、第6号、第7号を新たに追加いたしました。「暴力団でない団体であること。」、「暴力団が役員となっていない団体であること。」、それと「密接な関係を有していない団体であること。」ということになっております。第10条についても中身は一緒でございます。選考する前に調査をいたしまして、該当があるかないかを確認すること。指定後につきましても、こういうことが明らかになれば取消ができるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） 第4条第7号、また第10条第4号ですか、密接な関係について少し具体的に説明をしてください。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 非常に抽象的で難しいと思います。具体的に言いますと、つい最近の

新聞でもございましたけれども、暴力団とゴルフの接待をすとか、親密な関係があるというふうに認められれば当然取消の対象にもなるし、指定もしないというふうなことになると思います。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 確定した意思と言いますか、わかっとしてする時はもちろんそういうふうなことでしょけれど、今1つは相手のそういう素性と言いますか、いわゆる暴力団員とかですね、あるいは昔そうだったかも知れんけど今はかたぎと称する人間とかですね、あるいは構成員等と、何かまあ、いわゆるわからずにですね、確たる意思がなくて後から知ったような場合はここには該当しないのか、その辺ですね。かなり難しいと思うんですけど。

それとか、何と言うか、相手方から一方的な接触ですね。もちろん断るのが当然でしょうね。しかし、それにもかかわらず何らかの接触が向こうから一方的にあった時なんか、そういう具体的な対応というのは何か、お答えできればお願いします。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 細かい、個別具体的なことは今申し上げるのは非常に難しいかも知れませんが、これにつきましては基本的には警察署と協議をいたします。

第4条のほうにつきましては、まず警察署のほうに照会をいたしまして、こういうふうな該当がないかどうかを確認いたします。その後、いろんな話が入ってきましたら、また警察のほうとも協議をいたしまして、これに該当するようであれば取り消しをするというふうな形になると思います。

AとかBとかCとか、細かい具体事例というのは今現在非常に難しいかも知れませんが、特に第4条の第7号とかですね、第10条の第4号については非常にあいまいかも知れませんが、こういうふうな根拠規定がないと排除ができませんので、そういうふうなところで対応していきたいと考えております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） まず、ある一定ですね、こういう条例を出すことは素晴らしいことですが、太宰府、過去にも五条で拳銃で女性が亡くなるとかありますが。

まず担当部としてね、太宰府市には暴力団、それから構成員、準構成員というもの、こういう状況をどこの部がね、ある一定情報を、守秘義務がありますから管理も厳しいと思うんですが、全体的に全課にまたがる部分があるんで、まず市内に暴力団、準構成員、こういう把握をされるのかが一点なんですね。

二点目がですね、私も産業廃棄物問題九州代表幹事をしまして、産廃処分場にはもう本当に暴力団ばかりなんですよ。今県警にも要請して、県の環境部に現職の警察官を出向させていただいて、立ち入り調査する時も警察官の職務と言うか、2つ、警察官であり福岡県環境部の職員という形で随行しているんですが、企業舎弟と言われるのが産廃業者のおもな役割なんですね。だから、利益を暴力団の上部組織に上げると言うか。企業舎弟、一見見てもわからないとい

う状況ですが、そういう企業舎弟と言われる部分までも警察との照会ができるかどうか。だからここにあるように、指定管理者が企業舎弟の場合どうするかということなんでしょうね。あなた方は専門的な用語はよくわからないと思うんだけど、企業舎弟という形。平等寺の産廃処分場の場合は、はっきり言って企業舎弟だったんですよね。その証拠的なものも全部あって、ただしその当時まだ規制がありませんでしたけどね。

それからもう1つはですね、今隠れみとしては暴力団が右翼化していくと言うか、暴力団じゃありませんよ、政治団体ですよという抜け穴があるんですね。三条台の一番上のほうに右翼の街宣車が2台停まってるでしょ。行って見たことがありますか。暴力団の部分の右翼の街宣車の大きなね、あんなぎりぎりいっぱいしか通らない所の一番上の、三条台の上に右翼の街宣車がありますし、北谷のほうにもありますが。暴力団じゃないよ、おれは政治団体だと言われた時の対応ですね。そことの繋がりをどうするのか。今後の、こういう条例を出してくる以上はある一定検討しなきゃいかんと。

それからですね、もう1つはトラブルが今後発生するとした時。それからトラブルに対応する所は行政では難しいと思う。だからそこは警察とどう協議するのか。

それからクレーマー、もう今本当クレーマーが多いんですよね。何かと理由をつけて文句を言ってくる、補償を要求するとかね。こういう、おれは暴力団じゃない、政治団体だと言われた時の対応なんかも含めてね、やっぱりマニュアルをつくる必要があるんだけど、そういうものは考えてますか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 総合的な窓口というのは防犯のほうに、行政の中ではなと思いますけれども、これについては公の施設の指定管理者を指定する時でございますんで、政治団体とか企業舎弟とかというのは、細かいところはよくわかりませんが、それは警察のほうで把握をしているものと思っております。

それで、細かいマニュアルとかいうのは今現在ございませんけれども、暴力団を排除するために今行政として何ができるかという個別の条例にちゃんとうたっておかないと行動ができないというのがございますので、まずそこから始めるということでございます。

今武藤委員がおっしゃったことについては、多分、行政としては警察が十分把握しているという前提でございます。当初指定する時は暴力団と関係がなかったけれども、後になって関係があるというふうになれば当然指定の取り消しはできますから、二重に防御をしているということでございます。

回答になったかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） いろんな、道路占用願を出す時にね、移動マーケットという、ああいう参道にお店を出している、まじめな人たちもいるんですよね。ところが暴力団の配下にあったりする人たちが関連する部分で、公園とか道路の一時使用とか、こういう場合についてね。あるいは

太宰府天満宮でいろんな年末年始なんかの、こういう状況の時にね、所管が違いますけどそういう照会までやるのかどうかね。

いろいろ難しい問題が今後出てきて、そのトラブルなんかを解決するためには、ある一定マニュアルをつくったりしなきゃいかんのじゃないかなと。まじめな露天商もありますし、暴力団の関係の露天商もあるんですよ。いろいろありますから。右翼もあればね、左翼もある、いろんな部分があるけど、そこが今後の、警察に相談するんじゃないで、ある一定警察もマニュアルを持っていると思うし。太宰府としては観光の天満宮もあり、いろんな祭事があっておりますからね。お祭りごと、こういう問題にもかかわってくるし。

それにまた、トラブル出てきた時にはどこが対処するのかもね、やっぱりこういう条例をつくる以上は、後手に回る前に、初めにやはり対策、マニュアルをつくっておく必要があるんじゃないかというふうに。

市のほうが条例をつくったが、現実には何もしてないじゃないかと言われないうにしていたきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにありますか。

（協働のまち推進課長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） ちょっと私のほうから、補足ではございませんがちょっと説明させていただきます。

窓口は、総務部の協働のまち推進課が市役所のほうの窓口になろうかと思います。それから今回の条例の改正は、市のあらゆる事務事業から暴力団を排除するということが大きな目的でございますので、所管課のほうで何らかの情報が入って警察に紹介する場合は、まず私どものほうに照会依頼を、市役所の分を一括してとりまとめをしまして、筑紫野警察署のほうに照会すると。それから筑紫野警察署につきましては、福岡県の県警本部のほうにそれを、またデータを流して、まず県警本部に持っているデータにそういった暴力団ということで引っ掛かればそれでいいんですが、疑わしい場合というのは実際にですね、疑わしい方の身辺調査をするということで聞いておりますので、何日か時間がかかると。

ですから、政治団体とか右翼とかいう部分でも、そこら辺は警察が十分に調査をされるというふうに思っておりますので、私どもは警察への照会、回答に基づいて対応していくということになろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第5号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第2、議案第5号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 議案第5号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、太宰府西小学校内に設置いたしております太宰府西学童保育所の入所者数の増加に対応するため、学校内に新たに学童保育所を新設したことに伴いまして学童保育所設置条例の一部改正を行うものでございます。

なお、新設工事につきましては、今年の7月、8月の夏休み期間中に行っております。

別冊資料の「平成23年太宰府市議会第1回定例会 条例改正新旧対照表」の3ページをごらんいただきたいと思います。

左側が現行で、右側が改正案となっております。アンダーライン部分が改正をしている所でございます。

左側の第2条第7号中ですが、「太宰府市立太宰府西学童保育所」を右側の改正案、第2条第7号になりますが、名称を「太宰府市立太宰府西第一学童保育所」に改めまして、その下段の第8号で新たに1号追加いたしまして、名称を「太宰府市立太宰府西第二学童保育所」に、位置を「太宰府市大佐野四丁目6番30号」、定員を「50人」としております。

また、第8号以降、号数が第8号から第9号へ、第9号が第10号へとそれぞれ1号ずつ繰り下がっております。

附則といたしまして、平成23年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 太宰府西小学校、今度新しい1年生、どれぐらい増加する予定なんでしょう  
うか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 平成22年は147名、平成23年度は120名を予定しています。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今渡邊委員から新1年生の数、それからまた児童の数がここに出ておりま  
すけれども、これに伴いまして指導員の先生方の数は今現在どのようになっているんでしょうか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 昨年の7月から開所時間の延長をさせていただいております。それま  
では2名で対応しておりましたが、時間帯が伸びたことによりまして2名では対応できません  
ので、3名体制とさせていただいております。

その他、随時臨時職員さんを配置しております。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） というのは、今現在147名ですかね、入所・・・・・・現在は。

○委員長（清水章一委員） いや、これは新一年生・・・・・・

（学校教育課長「それは新一年生の児童数、西小学校です」と呼ぶ）

○委員（小柳道枝委員） じゃあ全体の数も教えてください。学童保育所の。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 2月1日現在ですけど、77名入所者があります。

○委員長（清水章一委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） じゃあ77名で2つの学童があるわけですね。その中で今2名ないし3名  
ということは、それで指導員の数は足りていると思いますか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 既に第一学童保育所で3名、今入所者は51名ですね。第二学童保育所  
でも嘱託指導員3名、それで26名の入所者が今現在っております。

○委員長（清水章一委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 第一学童保育所と第二学童保育所の子どもたちの分け方なんです  
が、例えば学年で分けるとか、そういった感じで分けられてるんですか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 退所が午後5時と、一応集団下校が午後5時ということになっており  
ますので、同じ地区ごとに一緒に帰っていただくように地区ごとに分けております。

○委員長（清水章一委員） 説明があったかどうか分かりませんが、これは新しくプレハブを建てる  
んですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 昨年の8月の夏休み期間中にプレハブを、軽量鉄骨造平家建を建てさせていただいております。

一応この件につきましては、今年度の行政監査で武藤委員さんより現地調査をしていただいております。

○委員長（清水章一委員） ちなみに、余裕教室というのは市内の中であるんですか。もうない・・・小学校の、各小学校あるわけですが、余裕教室というものはあるんですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 一応、そこそこの学校によりまして、いろいろ使っております。それで、空いておる教室は必然的に1階から使っていきますので、ちょっと不便な所と言いますか端っことかですね、ぼつんぼつん空いたりしている状況でございます。

○委員長（清水章一委員） はい。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第6号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について

○委員長（清水章一委員） 日程第3、議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 議案第6号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

今回の改正は、太宰府市暴力団排除条例の施行に伴い市の事務事業から暴力団を排除するため、共同利用施設条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 5 条の使用許可の制限について、第 2 号に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。」を条文化したもので、以下、第 3 号及び第 4 号に繰り下げるものでございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水章一委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 館長、私どもが監査に入った時に、指定管理者に今共同利用施設がなってますね、やはり利用料金を明らかにするとか、びしっとした表示を、市の公共施設ですからしなさいという監査の指摘もあったと思うんですが、市の中央公民館とは違って地域の自治会に委託と言うか指定管理者にしているんですが、申請書とか申出書、直接公民館主事さんとか自治会長さんが受け付ければいいんですけど、管理人さんが受け付ける場合なんかあるんですけど、やはり表示としてね、暴力団の不当な行為の防止等に関する法律で暴力団が中央公民館を借りてやろうとする場合には、暴力団関係者についての利用は許可できませんとかという、そういう表示を市内にあります 7 つの共同施設には、ある一定行政から援助して表示をですね、利用規定とか申請書を書き換えるとか、そういうことをしないとですね、地域の公共施設で運輸省を許可を得ていただいた施設、実質は行政の財産にしとかなないと、個人名義にすると問題があるから区の皆さんがお金を出して運営している状況ですが、そこまで行政側が暴力団・・・規定するという状況で、予算的な処置、表示、申請書にですね、やっぱりそれなりの指導、予算的な費用がかかれば支出も必要と思われますが、ただつくただけで共同利用施設の運営の管理者にはどう指導するのかね、この辺を、今後の課題と思いますが、何か検討されてますか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 武藤委員さんの今のご質問ですが、この条例が可決しましたら共同利用施設の指定管理者である自治会長さんのほうには、こういった条例の条文を入れていますのでということでご説明はしたいと思います。

それと、地区公民館と同じ取り扱いで、やはり地域活動に利用していただいていますので、利用規定なり申込書なり、そういった看板と言いますか、看板まではちょっとできないかも知れませんが、そういった表示をするなり、というようなやり方で、地域に合わせた、そういう排除に関する表示を検討していただくような形でご説明したいと思います。

それに何らかの形で中央公民館のほうからの支援が必要ということであれば、それはちょっとまた検討したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 43 区近くありますのでね、あんまり大げさにしなくてもいいんですが、暴

力団・・・暴力団排除条例により暴力団、それに準じる方々の利用はできないと。共同利用施設だけじゃなくて、やはり地域の公民館もあることです。表示を一括してつくって、掲示させるぐらいしないと、行政とはまた別の部分、しとってもわからなかったとかね、いろんな問題があるんだろうけど、もう少し内部でね。共同利用施設だけは使えないけど、それじゃあ地域の公民館はいいのかとなってきた時には、そこにまた新聞報道なんかされると困るんで。表示しておったけどわからなかったというのと、表示がなかったから使用したんだというようなクレームがついたり、トラブルが発生する可能性があるんで、せっかく条例をつくるならば全部の公民館に暴力団及び暴力団に準じる者についての使用については、会場の使用はできませんというような簡単な表示をね、やっぱり明らかにして出すと言うか。

今風呂に行っても、入れ墨を入れた人は風呂に入れないんだからね、温泉に行っても。入れ墨を入れている方は入浴はご遠慮願いますと。ホテルの自室のシャワーか風呂を利用してくれというような状況で、大きな温泉でもそんな状況ですよ。

だから何らかの形で、館長さん大変だと思うんだけど、生涯学習課を通じて社会教育施設にはそういう表示をするというのを内部検討いただきたいなと思うんですよね。大きな看板立てる必要はないと思うけど、住居表示ぐらいの何丁目って書いてるような部分を発注してつけるぐらいはあって欲しいなと思うんですが、こういう内容をできれば、即答はできないと思うんですけど内部で検討いただくことはできますか。

○委員長（清水章一委員） 中央公民館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 地区公民館につきましては地域の、地元との調整も出てきますので、協働のまち推進課と協力して、そういった自治会長さんなり、公民館長さんも兼務してありますので、そういった形で表示なりをしていく方向でお話はしていきたいと思います。ちょっと内部で、どういうやり方がいいのかというのは調整したいと思います。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） ただ、地域の公民館もね、決算書の中には市の財産として登録されてるんですよ。当然公民館建てる時には、館長さんとしては公民館の設備、改築とかそういう補助規定がある以上、また個人の名前にされて、その方が破産したり亡くなったりしたら名義変更とかあるから、公有財産にしとればね、指定管理者じゃなくても地区公民館も公有財産ですからね。その施設は盲点になりかねない可能性もあるから私のほうからお願いしているところで、内部検討していただきたいということです。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第14号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について

○委員長（清水章一委員） 日程第4、議案第14号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、歳出の説明に当たっては、関連する歳入や繰越明許費補正など、同時に説明したほうがわかりやすい項目については、あわせてご説明願います。

それでは補正予算書16、17ページをお開きください。

2款1項7目財産管理費、9目財政調整基金費について説明を求めます。

管財課長。

○管財課長（辻 友治） 2款総務費、1項総務管理費、7目財産管理費、細目普通財産管理関係費、25節積立金、公共施設整備基金積立金の8万1,000円の補正につきまして、説明させていただきます。

これにつきましては、歳入の12、13ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入の上から2段目になりますが、公共施設整備基金利子において8万1,000円の運用益の増額により、歳出、歳入それぞれ8万1,000円の補正予算を計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） それでは財政調整基金費の説明をいたします。

財政調整資金積立金115万6,000円です。歳入につきましては11ページ、同じように基金運用の利子が115万6,000円増えました。歳入、歳出ともに増額補正を行うものでございます。

減債基金につきましても、歳入の13ページの一番上に減債基金利子13万4,000円がございま

す。同様に増額補正で基金を積み立てるものでございます。

ちなみに、財政調整資金積立金の補正後の予算ベースでいきますと18億3,533万円、減債基金につきましては1億9,595万円となります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次、2款2項1目企画総務費について、説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 3つございますけれども、まほろばの里づくり事業基金積立金13万6,000円でございます。これは歳入の11ページ、まほろばの里づくり事業基金利子7万6,000円と、13ページふるさと太宰府応援寄附6万円でございます。ふるさと太宰府応援寄附につきましては2人からいただいております。この合計額が13万6,000円で、歳入、歳出ともに増額補正を行うものでございます。

1つ飛ばしまして古都・みらい基金積立金でございます。歳入の13ページでございます。総務費寄附金の中に古都・みらい基金指定寄附で5人からいただいております。当初、名目で1,000円計上しておりましたので、歳入、歳出ともに10万4,000円の増額補正を行うものでございます。

歴史と文化の環境整備事業基金につきましては58万3,000円ございまして、歳入の11ページでございます。歴史と文化の環境税の現年課税分50万円と、13ページの財産運用収入、歴史と文化の環境整備事業基金利子8万3,000円の合計額の58万3,000円を増額補正するものでございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 22、23ページをお開きください。

10款2項小学校費、1目学校管理費について、説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 10款2項1目学校管理費の細目071、施設整備関係費432万5,000円でございますが、今回の補正につきましては国の地域活性化交付金「住民生活に光をそそぐ交付金」を受けまして、小学校の学校図書館にパソコンによる蔵書管理、本の貸し出し、返却などを行います図書管理システムを導入するための費用を計上させていただいております。

11節需用費の27万5,000円につきましてはバーコードラベル6万枚で10万円、バーコードカバー5万枚で16万円、個人カード3,000枚で1万5,000円、の消耗品費27万5,000円でございます。

次に13節委託料240万円につきましては図書管理システムソフト15万円掛け5校分の75万円、パソコンLAN配線設定15万円、蔵書データ入力1冊30円掛ける5万冊で150万円、の小学校図書管理システム構築委託料240万円でございます。

次に18節備品購入費165万円につきましてはパソコン1校当たり2台の7校分、14台で144万円、プリンタ1校当たり1台の7校分、7台で21万円、のパソコン一式165万円を計上させていただきます。

続きまして歳入でございますが、補正予算書の10、11ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項5目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の「住民生活に光をそそぐ交付金（定額）」1,026万円中の205万2,000円でございます。

続きまして補正予算書の5ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正、追加の上から8段目となります。10款教育費、2項小学校費、小学校図書管理システム構築事業432万5,000円でございますが、年度内の3月31日までに事業が完了しないことが見込まれることから、繰越明許費補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） さっき委託料のところですね、構築委託料15万円掛ける5校っていうふうにおっしゃったと思うん……（学校教育課長「はい」と呼ぶ）ですけど、小学校7校のうち5校の名前を教えてください。それから、なぜ違うのか。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二） 国分小学校と太宰府小学校につきましては、このシステムを先に入れております。それであと5校が入れてませんでしたので、それを入れるものです。

それとあわせまして、導入が平成16年ぐらいにされてますのでパソコンが古くなっている関係から、パソコンは今回の補正にあわせて更新するものです。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） まず一点が、委託料でソフト、オリジナルソフトをつくるということで、以前から言ってるんですけど、将来いろいろ、何て言うか条件が変わって修正ということがあるわけですね。で、それを見越したシステム、要するにパラグラフ、何て言うんですかね、いわゆるソースを書き換えなくても数値を変動、要するにオペレーションで変えられる、わかるかいな、そういう形に構築してるかどうかですね。

それから、18節のパソコン一式で、要は七二が14で1台10万円ちょっとですよ。これは専用、その図書の管理システム専用なのか、ほかのいろいろ、いろいろな業務と兼用なのかですね。それでちょっと、要は値段的にどうなのかと思うんだけど、そのCPUとかですね、がどういう……いろんなありますたいね。まあ速度、それからメモリの大きさとか大体わかって……大体10万円っちゅうたら結構なスペックと言うか、いいやつだと思うんですけど、その辺のところを今わかる範囲でいいですから聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二）　今回導入を予定しております学校図書管理システムにつきましては、もう既に構築してある分、システムである分をですね、購入するようにいたしております。近隣の市町村もほとんどそのシステムを導入しておりまして、学校図書館向けに改善されてきたものでございます。

パソコン1台当たり大体10万円程度、ってことになっております。一応これ、見積段階でございますので、入札を行いますのでまだ安くなると思っております。

C P Uとか性能とか、ちょっと今手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

○委員長（清水章一委員）　門田委員。

○委員（門田直樹委員）　ここの学校に限らないんですけど、この辺の古くなってですね、入れ替えになった後のパソコンというのはどんなふうな処理されてるか、お聞かせください。

○委員長（清水章一委員）　学校教育課長。

○学校教育課長（小嶋禎二）　一応データ消去、業者さんに消去を依頼して廃棄処理をいたしております。

○委員長（清水章一委員）　武藤委員。

○委員（武藤哲志委員）　今説明をいただいたんですが、ちょっともう少しですね、説明をいただきたいと思うんですが、まず22ページですね。432万5,000円、先ほどここにありますように国庫支出金として202万5,000円で、一般財源が227万3,000円入ってるんですね。今説明いただいたのは11ページに「住民生活に光をそそぐ交付金」として1,026万円のうちに205万2,000円を施設整備関係費に入れたという状況で、そして5ページの10款に小学校図書管理システム構築事業として11節、それから委託料、備品購入費パソコン一式を繰越明許費として432万5,000円全額を上げていると。

そうすると5月31日までの出納閉鎖もあるんですが、なぜ繰り越しをせざるを得ないのかどうか。5月31日までは難しいのかどうか。それと同時に一般財源をこれだけ、227万3,000円入れている。国庫補助金として入ってきている、繰越明許費という・・・事業をやるためには内部的にも努力をしたんだろうけど繰越明許費としてのこの金額を、総額をですね、432万5,000円を承認を求めてきているんですが、もう少しわかりやすく説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員）　経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治）　この国庫支出金につきましては国の補正予算で通りました。趣旨は何かと言いますと経済対策でございます。これは年末に話がありましたので、当然繰り越しを前提にしているという国の了解を得ております。

それで、国の補助100%では、今さっき言いましたように入札減等もございますし、今までしようと思ってもなかなかできなかった事業に充てております。したがって、一般財源も投入して、そして必要があれば繰り越しも行うということで進めております。

○委員長（清水章一委員）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に10款4項4目・・・

（武藤哲志委員「ちょっと・・・」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そうすると、特殊な繰り越しも認めていい、それから入札と言うけど、今度は入札で減が出たという場合は返還をする義務が出てくるのか出てこないのか・・・（「経営企画課長「はい」と呼ぶ」）を説明いただけませんか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 事業費から言いますと一般財源をかなり投入しておりますので、入札で落ちても一般財源が落ちるだけというふうに考えております。

○委員長（清水章一委員） じゃあ次に入ります。よろしいですか。

次に10款4項4目図書館費について、説明を求めます。

市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） はい。

4目図書館費 細目800、図書館管理運営費、18節備品購入費、図書1,700万円についてご説明いたします。

今回の補正は、国の「住民生活に光をそそぐ交付金」820万8,000円と、寄附金100万円をおもな財源とした図書購入予算となっております。寄附金につきましては、5月にオープンする結婚式場「THE アルカディア太宰府」様から図書購入に役立てて欲しいということで12月20日に寄附をいただいておりますので、今回の補正に上げております。今回の補正につきましては、平成23年度図書購入のための繰越事業として、新年度の図書の充実を図りたいと考えております。

あわせてまして歳入予算のご説明をしたいと思います。

10ページから11ページの14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、「住民生活に光をそそぐ交付金」1,026万円のうち、820万8,000円を使用したいと思います。

次に12ページから13ページ、17款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金、1節社会教育寄附金、図書購入指定寄附100万円を充当いたします。

あわせてまして、5ページ、第2表繰越明許費補正でございます。

10款教育費、4項社会教育費、事業名「市民図書館図書購入事業」1,700万円として、新年度繰越事業としておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わりです。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 以前説明がありまして、議長のほうで定例議員協議会で国立博物館の横に結婚式場ができると報告を受けていたんですが、そこから寄附を受けたと。毎年日之出水道機器株式会社からも寄附を受けているんですが、そういう寄附を受けた場合はですね、行政としては

寄附を受けたという何か証明書を出して、税法上の控除対象、ふるさと納税はできるんですが、寄附として100万円だとか、日之出水道機器からも受けていますが、そういう寄附を受けたことが市広報なんかにも掲載されていますが、控除証明書が何かは出してるんですか。それとももういただいけなのか、この辺はどうなんですか。

逆にふるさと納税の場合は税金控除ができるんですけどね、そういう制度的なものはどこの課がどう扱ってるんですかね。善意の寄附で何の証明書も出さないのかどうか。ここで寄附金、寄附というふうになってますからね。社会福祉協議会に寄附したとか、共同募金に寄附をしたとなれば税法上の関係、地方自治体に寄附をしたという場合もありますが、ここからわざわざ、結婚式場、今後太宰府利用してください、ご迷惑かけますとって100万円いただいたんでしょうけど、証明書が出せるのかどうか。

○委員長（清水章一委員） 総務課長。

○総務課長（大薮勝一） 今回の寄附の関係でございますが、改めての証明という形では出しておりません。申請と言うか申し出があれば、そういった証明的な部分は出せるかとは思いますが。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） みらい基金の問題についてもね、あれだけ寄附を受けたら控除できますよというのは出しているんだけど、太宰府は周辺の自治体から見て法人数少ないんですけど、太宰府市に寄附いただければ寄附金控除として、行政として出せますよというね、新たな収入源も見つけなきゃいかんと思うんだけど、図書購入という形で社会教育の、多くの方に本を読んでもいただくために貴重なお金をいただいたんだけど、証明書をかせばね、また来年も寄附してくれるんじゃないかと。毎年いただければ市が証明書出しますがと言えば、その分だいぶ楽になってくるわけですけど、ありがとうございますっちゅうて玄関で頭下げとるだけじゃ来年の予定はないでしょう。それなりに、100万円いただきました、日之出水道機器さんからいただきましたが、市のほうから寄附証明として法人決算の中で落としていただいて結構ですと言って太宰府市長名で証明書発行するぐらいな、やっぱりこう・・・収入をね、暖かく受け入れるような方式はないんですかって私は聞きよるわけ。本人から要望があればというよりも、太宰府市から証明書を出しましょうと。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市としてはですね、この17款寄附金で収入して、その領収書って言うんですか、納付書でそれを渡すという形にしております。行政的には17款、寄附金の款で収入しておりますのでそれが1つの証明書と言え証明書になると思いますが、それが控除になるかどうかはそれは所得税法のほうの、税務署の判断になろうと思います。私どもが出した領収書を認めるかどうかというのはですね。私どもがどんな証明書を書いてもそれを認めるかどうかはちょっと、税務署の判断になろうかと思いますので。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから税務署の判断になるけど、こういう寄附行為を受けた時にね、地方

税法第何条により、早く言えば使ってる内容が全市民を対象とした図書を購入してくれと、本を読んでやはり市民、図書館だけです、多くの人たちが何もお金を払わなくて貸し借りができる、知識を吸収することができる、そういうものに使うということなんだけど、一度あなた方が税務署にね、地方自治体が出す控除証明書として国が認めている・・・・ふるさと創生に寄附した場合は基礎控除の上、とあるんだけど、こんな100万円も出してくれる人たちに多く呼びかけていくような方法も考えたらどうかと。ただし、税務署が認めるか認めんかじゃなくて、認められるような方法を考えてもらわんと。

みらい基金の場合は寄附が受けられるように税務署と協議したんでしょ。あれ、してないんですか。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） みらい基金はふるさと納税と同じような扱いになっておりますので・・・・（「協議・・協議をしたんですか」と呼ぶ者あり）協議、それでしております。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） だから、何度も総務部長に聞いて申し訳ないけどね、寄附を毎年してくれるような下地をつくるためには控除ができるかどうかは税務署と協議をしていただくことはできないんですかって私は言っとるんです。

○委員長（清水章一委員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃってる趣旨はわかりました。

寄附がやりやすい、また控除がどんなふうになるのかですね、私どももそういう情報は持っておきたいと思いますので、ちょっとお尋ねをしてみたいと思っております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 図書の購入の選定についてちょっとおたずねしたいんですが、どんなふうな段取りで、司書とか職員さん、いろいろおられるんですけど、どういうふうに変定をしていくのかをまずちょっと聞かせてください。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 図書の選定につきましては、現物を送っていただいて図書自体を見る見計らい図書っていうやり方がございまして、現物を出版社のほうから何百冊か送っていただいてそれを一冊ずつ、その図書を全部見まして、全文は読めませんがもある一定の内容を精査しまして、それで必要かどうかという判断で、選書委員というのを10名、司書10名の目を見て、それで太宰府市民図書館に必要な図書かどうかということを選書しております。それともう一点は、市民の方からのリクエスト図書につきましても同じように、それはもう現物がございませんでいろんな書誌、情報誌等を勘案しながら、それとあとは近隣の図書館にもそういった類似図書がたくさんあるのかとか、こういった予算が削減されている、少ない予算の中で何が必要なのかということは司書のほうで選書しております。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） はい、10名ですね。

選書はされるということで、最終的に決裁と言いますか、これでよかろうというふうなことは、それは館長がされるんですかね。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） はい、館長がやります。そのとおりです。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） もう1つ、全蔵書の書名閲覧っていう何かデータっていうのはネットで公表とかはされているのか。されてないんだったら、そういう一覧がいただけ・・・今じゃなくてもいいんですけどね、また改めて質問、一般質問・・・その前に選挙があるよね、通れば、ちょっと考えておるんですが。

どうということかと言うと、ごく一部ですね、うちとは言いませんけど、誰か非常に何か政治的に偏った選書がされてるようなことがあるように聞いております。一般、いわゆる市民が望んでるものとはかなり違った、ある特定の人間のものがかなり配布されたり、まあそういうふうなことを聞いてます。ですからまあ、要は見ればいいわけですたいね。まず、納められてるものに関しては我々が見てチェックすればいいし、買う前の段階ではそういう司書、または館長さんあたりでチェックすればいいということで、そこを聞いたかったわけです。

だけん、見れるか見れんか、いただけるか、そこだけお答えください。

○委員長（清水章一委員） 市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（吉村多美江） 太宰府市民図書館に現在22万5,371冊蔵書しておりますので、全部データ、電子データには入っておりますけども、それを一覧でお渡しするというのがちょっと大量になりますので、それが一覧表で電算のシステムで出てくるのかどうかもちょうと、今いろんなデータが、コード番号とかですね、いろんなものがそれに付随してますので、それだけを、書誌の名前だけを印刷できるのかどうか確認したいと思いますけども。

○委員長（清水章一委員） 門田委員。

○委員（門田直樹委員） 図書館に限らなくて市のホームページで、せっかくデータを取れるように、落とせるようになってるけれども、最近はいわゆるイメージベースで上げてあるんですよ、同じPDFでも。文字検索、テキスト、文字ですね、文字等の検索ができないようになっている。簡単だからそうしてあるのか、ほかの考えがあるのか知りませんが、例えば議会の会議録なんかはテキストで検索できるわけですよ。

通常ですね、どんなカスタマイズされたようなアプリケーションがあったにしても、エクスポートというのはできるはずで、必ず。文字で出せるはず、いろんな形はあってもですね。それをPDFなりにするのは、そう大したことじゃないと思う。22万冊と言われますけど、22万冊の中身を全部出せと言ってるわけじゃなくて、書名ですね、書名、著者、出版社、購入の時期ですね。それぐらいだったら、22万冊だったらもう本当何キロバイトかの話で済むはずだから、それが出せないというのは、そもそも何のためにそういうふうな電子管理というのをしているのかち

ゆうことがまず疑問になってくる。ですから、その辺はお考えください。いずれまた、だから通れば質問します。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 次に10款5項1目保健体育総務費について、説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（古川芳文） 10款5項1目保健体育総務費のうち総合運動公園整備事業基金積立金の9万4,000円について、補足説明をさせていただきます。

当初予算に13万4,000円で計上いたしておりましたが、基金運用利息見込額が22万7,494円で確定いたしましたので、差額の9万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

また歳入につきましても、補正予算書12ページをごらんください。16款1項2目利子及び配当金のところで、総合運動公園整備事業基金利子として同額を増額補正させていただいております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳出全般について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入の審査に入ります。

先ほども関連で説明してる分もあるかと思いますが、1款7項1目歴史と文化の環境税、15款3項1目総務費委託金について、説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 1款7項1目歴史と文化の環境税の現年課税分について、ご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、観光客等の駐車場利用者の増によるものでございます。当初予算では6,100万円を計上させていただいておりますが、50万円の増額補正を今回お願いするものがあります。最終的には、合計いたしまして6,150万1,000円を見込んでところでございます。

続きまして、下のほうになりますが、15款県支出金、3項1目総務費委託金、県民税徴収取扱委託金でございます。

県民税は市民税とあわせまして賦課、徴収を取り扱うことから、これに関する事務にかかる費用を補償するため、県から県民税徴収取扱委託金が交付されます。平成22年度につきましては、当初予算では納税義務者1人当たり年間3,000円を見込んでおりましたが、税の電子化にかかる経費負担などにより増税義務者一人当たり300円増の3,300円が交付されることなど、県民税徴収取扱委託金の増額が見込めることから、1,240万円の増額補正を計上させていただいております。当初予算分と増額補正分をあわせまして、1億540万円になる予定、増額補正をお願いして

おります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 歴史と文化の環境税が50万円補正されたということなんですが、ゴッホ展でこれだけ全国から来て渋滞をして、3月31日、もう終わりましたが、これだけの国立博物館のゴッホ展で補正は50万円ぐらいなのかどうか。私は環境税としちゃ大変な収入になるなと思っておりましたが、これは見込みとしてはね、5月31日までが出納閉鎖ですけど、ゴッホ展の利用状況から見て50万円じゃ少ない感じがするんですけど見込みはどうか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 歴史と文化の環境税につきましては1年間の納期の関係がございまして、12月から11月までの分が1年間の税額、調定となりますので、ゴッホ展につきましては今年の1月1日から開催されて2月13日で終わっておりますけど、その分の調定につきましては平成23年度の調定になります。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） そういう納期、方法というのは当初、大体税金の納期というのはある一定決めなきゃいかんけど、環境税だけは納期をずらしてもいいということにしとったかね。

自分で審議した経過があるんだけど、1月から3月の収入は平成23年度の納付ということで事業者、特別徴収義務者、大変厳しい網をかけてましたけどね、そういうふうな納期は、1月から3月までは次年度の納期というふうに、5月31日の出納閉鎖があったんだけど、そういう状況だったかね。私もちょっと記憶がなかったもので、もう一度。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 納期限につきましては、通常税目では四期というのが市民税とかございまして、歴史と文化の環境税につきましては、特別徴収義務者に対しまして4カ月に1回申告をしていただくようになっております。例えば具体的に言いますと、4月から4カ月分を1カ月以内に申告していただいて、翌月に納入していただくような形をとらせていただいている関係と事務の軽減を図るためにですね、3回の納期ということで当初設定させていただいております。

ちょっと納期についてはですね・・・ちょっとお待ちください。

○委員長（清水章一委員） ここで11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（清水章一委員） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（久保山元信） 環境税の納期限について、ご説明をします。

納期限につきましては、太宰府市歴史と文化の環境税条例第11条のほうに4月1日から7月31日までの分を、申告を8月31日までにしていただくようになります。第二期につきましては、8月1日までの分を12月25日までに申告していただくようになっております。第三期については、12月1日から翌年の3月31日までの分を4月30日までに申告していただくようになっております。

納付期限によりまして第三期目は4月30日となっておりますので、その分は新年度の調定となります関係から、環境税につきましては平成22年度に限りましてはですね、前年度の平成21年度分の4月30日までの納期の分が1期目となって、それから第二期、第三期となりますので、ゴッホ展につきましては1月1日からでございますので、第三期の4月30日分の第一期の調定となるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成23年度の予算を見たら6,100万1,000円、同額しか骨格予算で上げてないんですね。ただし補正としては当初の部分で50万円という状況だけど、あれだけの利用があったんで相当、まあ予算特別委員会の中では補正を見込めるのかどうかも当然質問もあると思うんで、ある一定の見込み的なものもね、平成23年度の予算では今年と同額で、たった50万円が平成22年度の補正ではあがっている。私としては相当、これが7,000万円近くになるんじゃないかなというふうには考えてたんですが、あんまり変わらないのかどうか、その辺も含めてね。

平成23年度の予算審議じゃありませんけど、相当収入があるんじゃないかなと想定はしてたんですよ。事業者は1月1日から12月31日までの申告を税務署にするわけですよね。ただし、環境税についてはまた別の納期という関係があるから、その辺の、所得税や市民税、それともう1つは環境税と3つ納めなきゃならないという義務があるけど、もう少し、まだ増えるんじゃないかなというような感じで。

だから、この50万円は何月分までですか。

○委員長（清水章一委員） 税務課長。

○税務課長（久保山元信） 平成22年の11月までの分でございます。平成21年12月から平成22年11月分までの調定になりますので、その申告分になります。

それと、ゴッホ展につきましては新聞等では35万人程度の入場者があつとるということで情報を得ておりますが、阿修羅展の時は70万人ぐらいの入場者があつたということでございますので、その辺も・・・当初予算は12月編成で・・・入場者があつたということでございます。

以上です。

○委員長（清水章一委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） では、12、13ページをお開きください。

19款1項1目繰越金について、説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 今回の補正の歳入、歳出を見ますと、歳入が3万円不足しておりました。したがって、前年度の繰越金から3万円を入れまして、歳入、歳出のバランスをとりました。

ちなみに、補正前で前年度繰越金が37万3,000円の残がございましたので、今回3万円を補正しますと残は34万3,000円となります。これが決算で不要額となります。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

武藤委員。

○委員（武藤哲志委員） 平成21年度の繰り越し・・・平成21年度が3万円あったということですか。

○委員長（清水章一委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（今泉憲治） 前年度繰越金、補正財源として平成22年度に、平成21年度から平成22年度の繰越金で持っておりましたけれども、今までずっと補正のたびに使ってきておりまして、今回の補正前が37万3,000円の残がございましたということです。で、今回3万円使いますので、最終的に、前年度繰越金の最終的な残は34万3,000円となります。

○委員長（清水章一委員） それでは、歳入全般について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは第2表繰越明許費補正の審査に入ります。

5ページをお開きください。

8款2項、地域再生基盤強化文化財調査関係事業について、説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上 均） この繰越しにつきましては、その上の地域再生基盤強化事業、建設産業課のほうで行っております道路改良事業が遅れましたことに伴いまして、文化財の調査費用も繰越しをいたします。

以上です。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 9款1項、防火水槽設置事業について、説明を求めます。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（諫山博美） 9款消防費、1項消防費、防火水槽設置事業800万円の繰越しでございますが、これは本年度北谷区に40㎡の防火水槽を設置することとしておりましたけれども、設置場所等につきまして地元、それから土地所有者との協議に時間を要しましたので、今回繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水章一委員） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは繰越明許費補正全般について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） それでは、再度当委員会所管分全般について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで説明、質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（武藤哲志委員「地方債、よかったとかいな、これ」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 地方債・・・

（武藤哲志委員「第4表・・・一般会計出資債。これは所管外」と呼ぶ）

（議会事務局書記「そうです」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 所管外・・・

（議会事務局書記「そうです」と呼ぶ）

○委員長（清水章一委員） 改めまして、採決を行います。

議案第14号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（清水章一委員） 全員挙手です。

したがって、議案第14号の当委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名 反対0名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（清水章一委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（清水章一委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で総務文教常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(清水章一委員) 異議なしと認めます。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉 会 午前11時23分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 23 年 4 月 28 日

総務文教常任委員会 委員長 清 水 章 一

